

## 違法な不用品回収業者への対応

### 1. 合同会合における議論の経緯

「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」（産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電機・電子機器WG 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会 合同会合、平成 20 年 2 月）において、「家電リサイクル法ルート以外において事業者が廃家電の収集運搬・処分を行う場合にも、廃棄物処理法による規制の対象となるものであり、家電の回収業者等が不適正に廃家電の収集運搬・処分を行うことは重大な法違反である。小売業者による適切な回収の仕組みに影響を及ぼすおそれがあることも踏まえ、家電回収業者等が廃棄物処理法に違反した場合には、引き続き自治体が厳正に対処すべきである」との指摘がなされている。

### 2. 不用品回収業者の活動実態及び弊害

近年、家庭や事業所から排出される廃家電等を軽トラックで戸別回収する、あるいは、特定の場所を設定して、一般市民に持ち込ませた廃家電等を回収する業者が増加しており、その営業行為をめぐっては、様々な問題が発生している。

環境省では、不用品回収業者の活動実態（回収方法や回収後の取扱等）について調査を実施し、その結果を取りまとめたところである（別紙参照）。市区町村アンケート調査の結果によると、全国の約 6 割の市区町村で不用品回収業者の存在を確認しており、そのうちの 33%で苦情・トラブルが発生していることがわかった。

その他の弊害としては、次の 3 点がある。①不用品回収業者に回収された廃家電等の一部について、廃棄物処理基準に適合しない（フロン回収等を行わない）処理や、不法投棄などが行われた事例が存在すること。②使用済家電のフロー推計（本合同会合の資料 8）によると、不用品回収業者に回収された廃家電等が海外へ輸出されており、また、輸出の相手国や第三国を経由した再輸出先で不適正に処分され、環境汚染・健康被害を引き起こしているとの事例も指摘されていること。③そもそも、無料あるいは適法ルート未満の料金で回収されることにより、適法ルート以外に排出する経済的インセンティブが働くばかりか、適法ルートに排出する国民に不公平感が生じるため、家電リサイクル法そのものが形骸化する恐れがあること。

これらの弊害により、家電リサイクル法が形骸化し、家電リサイクル法の目的である「廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保」が図られないことになる。

### **3. 環境省としての認識及び取組**

回収された廃家電等が廃棄物に該当する場合、その収集運搬には原則として廃棄物処理法上の業の許可が必要となり、無許可で行っている不用品回収業者については、廃棄物処理法違反となる。

一部の違法な不用品回収業者が、回収した廃家電を不法投棄した事案も発生していることから、廃家電の適正なリサイクルの確保のため、以下の方法で違法な不用品回収業者の対策を進めている。

#### ① 実態調査・通知等の発出

不用品回収業者に関する実態調査の結果をもとに、廃棄物処理法に基づく立入検査を通知等で地方自治体に助言してきた。今後も実態の把握に努めるとともに、よりいっそう立入検査の的確の遂行を促進する。

#### ② 廃棄物該当性の判断基準の検討

不用品回収業者が行う個々の行為が、廃棄物処理法に違反していないかどうか判断しやすくするために、廃棄物該当性の判断基準について検討する検討会を設置。

#### ③ バーゼル法の適切な運用等による水際対策（検討会の実施）

廃家電の不法輸出を目的とした回収を抑制するために、バーゼル法の適切な運用等による水際対策についての検討会を設置し、検討を開始したところであり、成果物を適宜アウトプットしていく。

#### ④ 不適正事例の周知及び地方自治体への助言の強化

不用品回収業者に関する不適正事例の周知及び地方自治体への助言の強化により、さらなる検挙の促進などを実施する。